

いいで天文台ボランティアスタッフ運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天体への関心と理解を深める機会の提供を図るため、いいで天文台（以下「天文台」という。）における天体観測会の運営に協力するボランティアスタッフ（以下「スタッフ」という。）の登録、第3条に規定する活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(スタッフ登録)

第2条 スタッフとして活動をする場合は、天文台の望遠鏡操作講習等を受講し、いいで天文台ボランティアスタッフ登録申込書（様式第1号）により飯豊町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申込みものとする。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認める者をスタッフとして認定し、登録するものとする。

(スタッフの活動)

第3条 スタッフが行う活動は次のとおりとする。

- (1) 教育委員会から依頼があった場合の望遠鏡の操作、来館者への説明及び天文台の開閉鎖に関すること
- (2) 悪天候その他の事由により観測会の実施が困難な場合における申込者との連絡調整に関すること
- (3) 活動日誌への記録に関すること
- (4) 天文台の環境保持に関すること
- (5) その他、天体観測会の運営に必要なこと

(謝礼金)

第4条 教育委員会は、スタッフに対して、予算の範囲内で活動にかかる謝礼金を支払うこととする。

- 2 謝礼金は、活動に対する実費弁償的な性格を有するものとし、賃金その他労働の対価としての性格を有するものではない。
- 3 謝礼金は、月単位で清算する。

(遵守事項)

第5条 スタッフは、活動を通じて知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この義務は、登録の取消し後も同様とする。

- 2 スタッフは、活動中に施設又は設備の不備又は異常を発見したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(保険)

第6条 教育委員会は、スタッフの活動中の事故に備え、社会福祉協議会が取り扱うボランティア保険に加入するものとする。

- 2 教育委員会は、観測会に参加する来館者の事故に備え、保険に加入するものとする。
- 3 活動中に事故が発生したときは、スタッフは速やかに教育委員会に報告するものとする。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、スタッフが活動の継続が困難と認められるときその他登録を継続することが
適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 スタッフは、自己の都合により活動を継続しないこととするときは、いいで天文台ボランティア
スタッフ辞退届（様式第2号）により教育委員会に届け出るものとする。

3 教育委員会は、前項の届出があったときは、登録を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。